

基幹統計の点検結果の整理について

影響度による区分

- I 数値の誤りも利用上の支障も生じない
- II 数値の誤りは生じていないが、利用上の支障を来す
- III 利用上重大な影響は生じないと考えられる数値の誤り
- IV 利用上重大な影響が生じると考えられる数値の誤り

※「利用上重大な影響」とは、数値の誤りが発生した箇所が、
 ・SNA、QEその他重要な統計を作成する際の主要な材料
 ・国が交付する給付金等の金額の算定根拠
 ・重要な政策の立案・実施の根拠
 ・民間企業等の重大な意思決定の根拠
 として直接的に用いられている場合(参考資料にとどまる場合は除く)で、誤りの内容がそれらの作成・決定内容に影響を及ぼす可能性があると思われる場合

○結果数値の訂正が必要なもの

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
国土交通省	建設工事統計	事業者からの報告内容に誤記載があり、実態より大きい値で公表	III	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府が公表する「月例経済報告」では、本調査の「受注高」が利用されているが、修正が発生した項目は利用していない ・外部からの本数値の使用を目的としたデータ提供依頼はない ・内閣府の「国民経済計算」においても影響がないことを確認 	平成31年1月24日及び2月20日に修正値について公表済

○計画上の集計事項の中に集計・公表されていないものがある

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
総務省	住宅・土地統計	調査計画の集計事項一覧に、集計予定のない事項を誤って記載していたため、当該事項について集計及び公表を行っていない	I 又は II	調査計画から集計予定のない事項を除く変更申請手続きが行われていなかった事案であり、利用上の支障は生じない	統括官室へ相談の上、総務大臣への変更申請手続等必要な作業を実施する
総務省	経済構造統計	調査計画の集計事項一覧に、集計予定のない事項を誤って記載していたため、当該事項について集計及び公表を行っていない	I 又は II	調査計画から集計予定のない事項を除く変更申請手続きが行われていなかった事案であり、利用上の支障は生じない	統括官室へ相談の上、総務大臣への変更申請手続等必要な作業を実施する
総務省	全国消費実態統計	<ul style="list-style-type: none"> ①調査計画の集計事項一覧に、集計予定のない事項を誤って記載していたため、当該事項について集計及び公表を行っていない ②調査の結果サンプル数が少なく結果精度の面から集計・公表に適さないと判断したため、集計及び公表を行っていない 	I 又は II	<ul style="list-style-type: none"> ①調査計画から集計予定のない事項を除く変更申請手続きが行われていなかった事案であり、利用上の支障は生じない ②調査の結果、結果精度の面から集計・公表に適さないと判明したものを除く処理をしたものであり、利用上の支障は生じない 	統括官室へ相談の上、総務大臣への変更申請手続等必要な作業を実施する
財務省	法人企業統計	年次別調査において、平成20年度から平成29年度までの「損害保険業」の「配当率」、「配当性向」、「内部留保率」が掲載漏れ	I 又は II	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の3つの比率は、既に公表している「損害保険業」に係る「配当金」、「資本金(期首・期末平均)」等から算出可能 ・掲載が漏れていた事項をe-Statへ追加的に掲載するという事案であり、遡及改定等の修正が必要となるものではなく、既存のデータに対する影響はない 	掲載漏れとなっていたデータについて、平成31年1月24日に財務省HPに掲載済 e-Statへは1月29日に掲載済
文部科学省	学校教員統計	1. 「給料月額別職名別教員構成」を特別支援学校全体のみ集計し、公表していたが、障害種別には集計、公表していなかった	I 又は II	1. 特別支援学校の障害種別に係る集計結果の掲載漏れによって影響が生じたという事案は特段認められず、当該事項に係る調査票情報の提供申請もなかった	1. 集計の上、e-Statに掲載済
		2. 「短期大学」、「高等専門学校」における、「年齢区分別 専門分野別 本務教員の自校出身者の占める比率」について、刊行物には掲載していなかった	I 又は II	2. 刊行物への掲載が漏れていたものであるが、もともと調査計画で集計事項本体と閲覧公表(インターネットのみに掲載)の両方に同じ事項を記載していたもの	2. 刊行物への掲載の必要性を再検討しつつ、今後は調査計画に沿った掲載を行う
厚生労働省	毎月勤労統計	調査計画上集計・公表することとしていた「産業、規模及び一人平均きまって支給する給与階級別事業所数」を公表せず、「事業所割合」で公表	I 又は II	報告のあった事業所が特定される可能性があるため、秘匿性確保の観点から「数」ではなく「割合」に変更したもの	秘匿処理の方法を検討の上、公表する

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
国土交通省	建築着工統計	「用途別、構造別、大都市別表」等において、計画上の集計事項の集計を行っていなかった	I 又は II	当該事項の集計に必要なデータは、集計したとしても建築物の特定をいやすく、公表の際には相当の秘匿処理を必要とする可能性があることから、公表することが必ずしも統計利用者の利便に資するとは限らない	当該集計表の必要性について検討
国土交通省	鉄道車両等生産動態統計	調査計画上、集計することとなっている車種別「改造」、「修理」の区分の合計である「鉄道車両（改造・修理）車種別総計」を、年報において作成していなかった	I 又は II	平成21年度より改造・修理についてのみ月次調査から四半期調査に変更したことにより、四半期報における必要な統計表として、新たに「鉄道車両（改造・修理）車種別総計」の作成を始めたが、年報においては従来通り「鉄道車両（改造・修理）車種別総計」の作成を行っていなかった。	平成31年2月14日公表済
経済産業省	経済産業省企業活動基本統計	平成25年に調査計画を変更した際、統計は最新の集計表で作成したが、35の集計表のうち1表については、過去の内容で変更申請を行ったため、調査計画内の1表が最新の内容でなくなっていた	I 又は II	調査計画中の表章様式の誤記載箇所を修正する変更申請手続きが行われていなかった事案であり、利用上の支障は生じない	平成29年6月に調査計画を変更し、現在は最新の内容となっている

○都道府県における抽出作業の手順が、国が示した手順と細部において相違したものの

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
国土交通省	建築着工統計	一部の都道府県における抽出作業の手順が、国土交通省が示している手順と細部において相違していた（抽出の発出番号や抽出間隔が異なる等）	I 又は II	一部都道府県（4県）において無作為抽出手順の細部が相違していたものであり、利用上の支障は生じない	当該都道府県に対して改めて適切な手順で抽出するよう指示

○その他手続等の問題があるもの（計画変更手続の未実施）

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
経済産業省	商業動態統計	標本抽出に用いる母集団名簿を平成24年時点から平成26年時点の最新のものに変更したが、総務大臣への変更申請手続が行われていなかった	I 又は II	調査自体は適切に行われたが手続が漏れていた事案であり、利用上の支障は生じない	・調査計画上に記載されている母集団と実際に利用している母集団は異なることを当該統計調査のHPに注記 ・調査計画上の母集団の記載を変更する申請手続きを早急に行う（総務省と相談中）

○その他手続等の問題があるもの（告示が未修正）

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
国土交通省	建築着工統計	調査計画通りに調査は実施されたが、標本抽出方法を示す告示において、必要な修正が行われていなかった	I 又は II	調査自体は適切に行われたが告示が修正されていなかった事案であり、利用上の支障は生じない	「公的統計の整備に関する基本的な計画」に基づき標本設計の変更を検討中であり、その結果を踏まえ対応

○その他手続等の問題があるもの（公表期日の遅延）

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
文部科学省	学校教員統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から約2か月遅延	I 又は II	過去調査4回分（平成19年度調査以降）の調査の公表日を確認したところ、中間報告において断続的に発生。確報は遅延なし。（※3年に1回調査を実施）	調査計画記載の公表期日通り公表する
文部科学省	社会教育統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から約3か月遅延	I 又は II	過去調査4回分（平成17年度調査以降）の調査の公表日を確認したところ、中間報告において断続的に発生。確報は遅延なし。（※3年に1回調査を実施）	調査計画記載の公表期日通り公表する

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
厚生労働省	薬事工業生産動態統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から 月報（平成30年1月）で約6か月の遅延 年報（平成28年）で約9か月の遅延	I 又は II	年報は平成26年以降、遅延、月報は平成21年以降、遅延 ※年報は平成22年分以降、月報は平成21年分以降の調査の公表日を確認 昨年、公表の遅延改善等を目的として、調査のオンライン化など調査方法を変更。 （平成30年1月総務省承認、平成31年1月から実施済）	・調査客体を集約し、調査票収集を迅速化 ・紙・電磁的記録媒体・オンラインのいずれで報告しても可としていたが、原則オンライン報告とし、エラーチェック機能を拡充することにより、データ精査に要する期間を大幅に短縮 ・紙調査票のデータ入力に要していた時間の短縮
厚生労働省	医療施設統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から 静態調査で約2か月の遅延（平成29年調査）	I 又は II	静態調査は平成23年以降、遅延 ※動態調査（平成30年10月分）については、遅延なし	調査計画（公表の期日等）等の見直し
厚生労働省	患者統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から2か月遅延（平成26年調査）	I 又は II	平成23年以降、遅延	調査計画（公表の期日等）等の見直し
農林水産省	牛乳乳製品統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から確報が出ている平成29年の公表の調査でみると、1～2日の遅延	I 又は II	平成18年以降、遅延	公表実態に合った期限に改めるべく、調査計画の変更を申請 総務省統計委員会の点検検証部会での再発防止、統計の品質向上等を目指した検証作業に積極的に協力
農林水産省	農業経営統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から確報が出ている平成29年度の公表の調査で見ると、22調査区分のうち12調査区分について調査計画上の公表期日より1～5か月程度の遅延	I 又は II	平成16年以降、遅延	公表実態に合った期限に改めるべく、調査計画の変更を申請 総務省統計委員会の点検検証部会での再発防止、統計の品質向上等を目指した検証作業に積極的に協力
経済産業省	経済産業省企業活動基本統計	平成29年速報について、平成30年1月中に公表する予定であったが、公表準備中に調査対象企業の報告値に誤りがあることが判明したため、公表日が2日遅延	I 又は II	速報の公表が2日遅れ（単発の事象）	平成30年2月2日に公表 なお、平成30年速報については、平成31年1月24日に公表している
国土交通省	建築着工統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から約6か月遅延	I 又は II	確認できるのは 昭和45年分以降（補正調査結果） ※建築物着工統計等については遅延なし	公表期日の見直し
国土交通省	自動車輸送統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から約3か月遅延	I 又は II	確認できるのは 平成6年4月分以降（月報）	公表期日の見直し
国土交通省	港湾統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から ・月報で約8か月遅延 ・年報で約1か月遅延	I 又は II	確認できるのは 平成元年1月分以降（月報） 平成28年分以降（年報）	公表期日の見直し
国土交通省	造船造機統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から ・月報で約1か月遅延 ・四半期報で約1か月遅延	I 又は II	確認できるのは 昭和46年1月分以降（月報） 平成21年第2四半期分以降（四半期報）	公表期日の見直し
国土交通省	鉄道車両等生産動態統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から ・四半期報で約1か月遅延 ・年報で約1か月遅延	I 又は II	確認できるのは 平成21年度第1四半期分以降（四半期報） 平成28年度分以降（年報）	申請どおり公表の方針 ・丁寧な督促を鋭意実施したことにより、公表期日からの遅延が14日に縮小したことから、引き続き、調査計画どおりの公表に向け、鋭意督促を行っていく
国土交通省	法人土地・建物基本統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から ・速報で約1か月遅延 ・確報で約3か月遅延	I 又は II	平成20年、25年調査結果公表分	申請どおり公表の方針 ・調査票回収、回答内容の審査等の各業務を前倒しで行うとともに、調査結果の審査等を合理化する

○その他手続等の問題があるもの（公表方法の変更）

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
経済産業省	ガス事業生産動態統計	計画上は、統計データを資源エネルギー庁ホームページ及びe-Stat掲載することとしていたが、資源エネルギー庁ホームページには全データを掲載していたものの、e-Statには月報のみの掲載となっていた	I 又は II	四半期結果の集計表のみ、e-statへの掲載がされていなかったものであり、資源エネルギー庁ホームページでの公表はされている	判明後、直ちにe-Statにも全データを掲載
国土交通省	自動車輸送統計	計画上の公表方法（インターネット、印刷物）のうち、実施していないものがある	I 又は II	月報をインターネット及び印刷物で公表するとしていたところ、印刷物のみ未実施	・印刷物での公表を行っていないことを当該統計調査のHPに注記 ・計画を変更し、月報の印刷を廃止する
国土交通省	港湾統計	計画上の公表方法（インターネット、印刷物）のうち、実施していないものがある	I 又は II	月報をインターネット及び印刷物で公表するとしていたところ、印刷物のみ未実施	・印刷物での公表を行っていないことを当該統計調査のHPに注記 ・計画を変更し、月報の印刷を廃止する
国土交通省	造船造機統計	計画上の公表方法（インターネット、印刷物）のうち、実施していないものがある	I 又は II	月報及び四半期報をインターネット及び印刷物で公表するとしていたところ、印刷物のみ未実施	・印刷物での公表を行っていないことを当該統計調査のHPに注記 ・計画を変更し、月報の印刷を廃止する

厚生労働省追加報告（賃金構造基本統計）

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
厚生労働省	賃金構造基本統計	調査票の配布・回収方法 総務大臣の承認を受けた調査計画では、「調査員調査」で行うとされているが、実際には配布・回収ともにほぼ全ての事業所について「郵送調査」により実施されていた。	I 又は II	・いつから郵送調査の導入を開始したのか特定できず、調査方法の変更による調査結果への影響についての判断は困難だが、最近の回収率は70%台で安定的に推移しており、平成30年度で72.4% ・標準誤差率をみても、目標精度は概ね達成できている（労働者数の少ない一部の層を除く）	・調査精度の確保・向上及び調査の効率的実施の観点から、郵送調査を原則とする一方、一括調査方式の導入等を実施。一括調査方式においては、電子媒体による調査票提出も可能とするよう措置 ・複数の調査方法による回収状況や督促履歴を厚生労働本省と都道府県労働局との間でオンタイムで管理・共有する方策を導入 ・結果公表に当たり、これまでの調査方法について調査計画との相違が生じていたことや、回収率の推移等、結果利用上参考となる情報提供を充実
		報告を求める期間 調査計画で定めた期間よりも、短い提出期限を報告者に通知している例があった。	I 又は II	・結果数値に影響の出る事案ではないが、調査計画では、「調査票を調査実施年の7月31日までに、都道府県労働局長に提出する」としていたが、これよりも早い提出期限を定めた例があった。	・提出期限を7月31日と明記した上で、厚生労働省から一括して調査票を配布し、統一する
		調査対象の範囲 調査計画では、調査対象範囲に日本標準産業分類による「宿泊業、飲食サービス業」を含めていたが、実際の調査では、そのうち産業小分類766「バー、キャバレー、ナイトクラブ」については、抽出の母集団から除外し、調査対象としていなかった。	I 又は II	・いつから除外を開始したのか特定できず、調査対象除外としたことによる調査結果への影響についての判断は困難だが、バー、キャバレー等の労働者数が占める割合から見ると、除外によって結果に大きな影響を及ぼすことはないと考えられる（宿泊業、飲食サービス業に占めるバー、キャバレー等の労働者数の割合：2.2%）	・令和元年調査においては「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を調査対象に含めて実施 ・結果公表に当たっては、統計利用者に対する丁寧な情報提供を実施
		集計事項 調査計画では、集計することとされている事項のうち、「企業規模5～9人」について、集計結果は存在するものの統計表を公表していないもの（（1）①ア（ケ）職種、年齢階級別所定内給与額等、（シ）初任給額等）、集計していないもの（（1）①ア（オ）標準労働者の特定年齢別所定内給与額分布、（ス）初任給額の分布）があった。	I 又は II	・集計結果を公表していなかった事案であり、統計の利用において影響のある事案ではないが、調査計画を変更するなどの判断が行われなかったまま保留されていたもの。 ・主要な統計表については、企業規模5～9人についても公表されており、これら未公表等の集計表に関する問い合わせ等もこれまでなかったことから、未公表であったことによる大きな影響はないと考えられる。	・過去の調査分に関しては、統計的な見地から集計結果を精査した上で、必要な対応を検討するとともに、職種等を見直すことが予定されている2020年調査の調査計画の変更の中での対応も含めて、適切な対応を検討中。

点検対象外の事案

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
総務省	小売物価統計	大阪府知事任命の（大阪市、枚方市及び東大阪市の）統計調査員が不適切な調査事務を行っていたため、該当品目の平均価格に修正が発生	Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な事務処理があったのは、全国約21万の価格データのうちの約180価格（価格の訂正を行ったのは、約50価格） ・本調査結果を用いている消費者物価指数の公表済数値に影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年1月31日に全都道府県に対して注意喚起の文書を発出 ・大阪市、枚方市及び東大阪市の該当品目に係る遡及集計を行い、平成31年2月22日に遡及集計結果及び正誤表を公表